

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行期日を平成二十九年四月一日とすること。 (本則関係)
- 二 一に伴う所要の規定の整備を行うこと。